

学校給食における異物混入・食中毒発生時の対応マニュアル

能登町教育委員会
令和5年5月10日

1 異物混入・食中毒に対する基本的な姿勢

文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、安全で衛生的な調理作業を行い食の安全を確保する。

2 異物混入時の対応

(1) 異物の定義

異物は、生産、貯蔵、流通の過程で不都合な環境や扱い方に伴って、食品中に侵入又は混入したあらゆる有形外来物をいう。但し、高倍率の顕微鏡を用いなければ、その存在が確認できない程度の微細なものは対象としない。
【厚生労働省監修：食品衛生検査指針】

表1 異物の分類

異物の分類		具体的な物質
危険異物	喫食することにより、生命に深刻な影響を与えるもの	金属を原料とする物、ガラス片 プラスチック片、薬物、毒物
	喫食することにより、健康への影響が大きいと思われるもの	衛生害虫（ゴキブリ、ハエ、ダニ、ハチ、ケムシ、ムカデ） ※ショウジョウバエは病原菌を媒介する恐れがないため該当しない。
非危険異物	異物自体は不快であり衛生的ではないが、健康への影響は少ないと思われるもの	毛髪、糸くず、布の切れ端、ビニール片、セロハンテープ、スポンジ片、植物の皮や殻、衛生害虫以外の虫、小石（米粒大）
原料由来物	原料に由来する物質であるが、けがなど健康への影響があると思われるもの	卵の殻、食肉の鋭利な骨、貝殻、豚の毛、鶏の毛（羽）
	野菜につく虫	青虫などの幼虫、ナメクジ、アブラムシ、蛾と蝶の卵

※原則として原料そのものに由来する物質や食品の変色部分などは「異物」に含まない。

（パンやご飯等の焦げ、食材の焦げ、魚の骨、果物の種や皮、野菜の切れ端など）

(2) 異物混入発見時の基本対応

異物の混入を発見した場合は、異物の種類により対応を判断する(表2・3)。また、速やかに学校長(場長)に連絡する。

表2 調理工程に応じた異物混入の対処方法

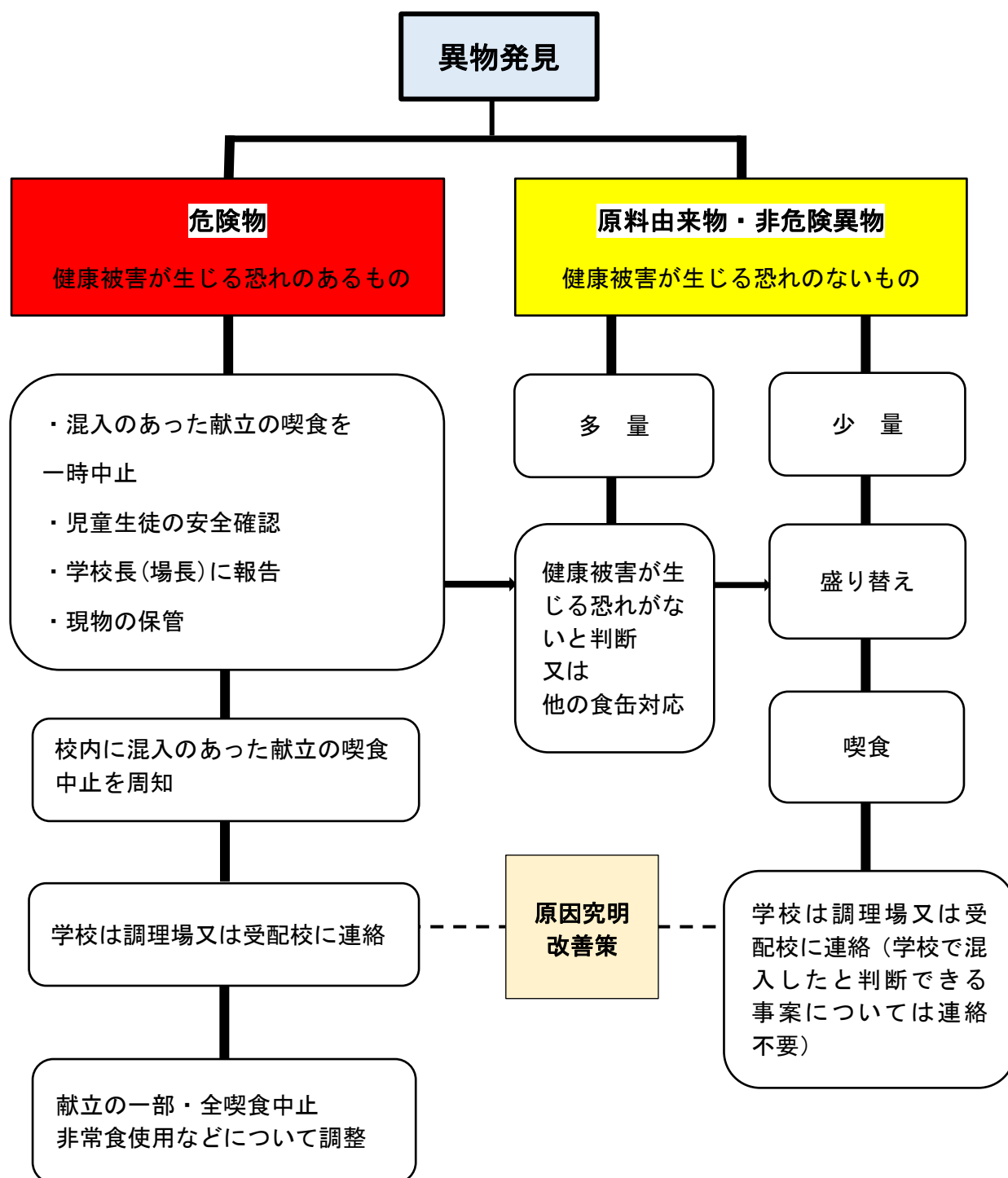
調理工程	危険異物	原料由来物・非危険異物
検収時・調理前	<u>食材交換又は使用中止</u> ※ただし異物混入の原因が特定でき、安全が確認できた場合は 使用	食材の交換 取り除いて使用
調理中・配缶中	<u>該当献立の提供中断</u> ※ただし異物混入の原因が特定でき、安全が確認できた場合は 再開	取り除いて使用
配膳中	<u>該当献立の提供中止</u> ※ただし、異物混入の原因が特定でき、安全確認ができた場合は 提供	取り除いて提供
喫食中	喫食の 中止	交換して喫食

※ただし、原料由来物・非危険異物であっても多量の場合は危険異物に準ずる

表3 危険異物における調理中止再開の基本的な考え

原因の特定	他の献立への混入の可能性	他の食缶・食器への混入の可能性	中止 ・ 再開 の基準
できない	有	—	給食 中止
	無	有	混入した食缶・食器の提供を 中止 し、それ以外の給食を 再開
		無	混入献立の 中止 、それ以外の給食を 再開
できる ※安全確認ができた場合	有	—	混入献立および混入の可能性のある献立の提供を 中止 し、それ以外の給食を 再開
	無	有	混入献立の提供を 中止 し、それ以外の給食を 再開
		無	すべての給食を 再開

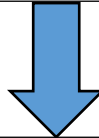
表4 喫食時の異物発見時の対応



(3) 異物が発見された時の学校対応について

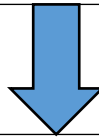
事故発生

- I 状況把握・現物の保管（そのままの状態）
- II 連絡（発見者は速やかに校長に連絡）⇒町教育委員会に連絡
- III 健康被害の有無確認 ※ 状況に応じて医療機関を受診



IV 異物の特定及び対処 ※臨機応変に判断する

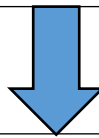
- ① 危険異物 → 給食中止、献立中止、献立変更など
 - ② 原料由来物・非危険異物 → 食材交換、異物を除去して使用
- 表2 調理工程に応じた異物混入の対処方法
- 表3 危険異物における調理中止再開の基本的考え



V 混入の経路の特定および今後の対応協議

- ・ いつどこでどのような状況で異物が混入したか、速やかに調査（原因の究明）する。
- ・ 混入原因が食材などに起因する場合は、納入業者に連絡し、原因究明と再発防止策について文書等で提出を求める。
- ・ 調理中の取り扱いに原因がある場合は、調理担当者に再発防止を指導する。
- ・ 校長（場長）、教頭、栄養教諭、調理員などで再発防止に向けた対応を協議する。
- ・ 被害にあった児童および保護者に対して経緯を説明し、再発防止策を報告する。

※重大な異物混入事故については町教委と対応を協議



VI 報告書を提出

- ・ 重大な異物混入や事故については原因の究明を進め、その結果を町教育委員会に報告する（様式1）。
- ・ 献立が中止又は変更になった時で、翌日以降の給食実施に影響を及ぼす場合は、速やかに保護者への情報提供を行う。

3 食中毒等発生時の対応

(1) 食中毒の的確な把握と関係機関への連絡

異常を訴える者、欠席者の欠席理由や症状に風邪様症状・腹痛・発熱・嘔吐・下痢などが共通にみられ、食中毒の疑いがある時は、直ちに学校から学校医に連絡し医療的な指導を仰ぎ、速やかに保健所、町教育委員会に連絡する。※夜間・休日等勤務時間外に報告があった場合は、教職員の緊急連絡体制に基づいて連絡をとり状況把握に努めること。

(2) 校内体制の確立

衛生管理に関する校内組織に基づき、職員全体に周知するなど、校内の連絡体制による情報の共有化と事故の概要の把握に努める。

例【把握すべき基本的内容】

- 発症者の特定と人数(学年別、学級別、男女別) ※教職員や家族を含む
- 症状の内容(腹痛、下痢、嘔吐、発熱など)
- 発症した日時と場所
- 学校、学年、学級、地域等で行われた行事の有無
- 医療機関への受診の有無と所見
- 給食や調理実習等の喫食状況 等

例【保健所に通報する場合の要点】

- 学校名、校長、連絡者氏名、連絡先
- 事故発生の日時、施設名及び住所
- 患者数、学級別、職員などの発生状況
- 主要症状、発症日時
- 受診した医療機関名、診断医師名、人数、容体(治療内容や入院の有無)、診断名
- 患者の共通食、保存食の有無 等

(3) 児童生徒へ事情及び経過説明と指導

(4) 保護者へ事情及び経過説明

症状を発症している児童生徒のプライバシーに配慮しながら、経過を説明する。

(5) 事故の処置

- ① 食中毒発生の場合、学校医の意見・指導に基づいて保健所が主体となり調査するので、全面的に協力しながら原因究明にあたる。
- ② 学校医・保健所・町教育委員会と連携しながら、健康診断・給食停止・出席停止・臨時休業・消毒・その他の措置について協議する(学校保健安全法第19・20条)

(6) 報道機関への対応 町教育委員会と連携し対応する。



事故（疑い）発生

I

状況把握・事実確認・緊急対応

※休日や時間外は緊急連絡体制で対応（教職員への周知と情報の集約）
※休日や時間外の場合は電話・家庭訪問などで聞き取り

児童生徒・教職員・調理従事者など
（※共同調理場長への連絡・連携）

① 症状の内容

② 発生の日時と状況

③ 医療機関受診有無と所見

④ 同様の症状をもつ家族の有無など

養護教諭など

① 応急手当

② 緊急手配

③ 病院への搬送

Ⅱ 対応・措置

- ① 速やかに町教育委員会に連絡
- ② 保健所、学校医に連絡
- ③ 保健所立入調査などへの協力
- ④ 学校運営の措置判断（給食停止・臨休・出席停止など）
- ⑤ 給食停止時の代替え措置の計画立案
- ⑥ 健康診断の実施や二次感染の予防措置

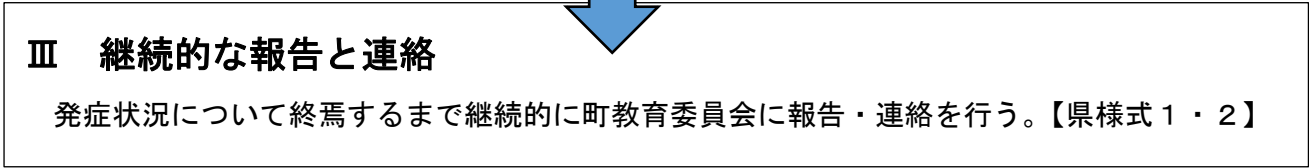
※原因として想定される材料、保存食の確認と保存。食器具などの保存（消毒や洗浄をしないこと）、関係書類の整備

学校医・学校薬剤師

職員会議（対応委員会）

- ① 報道対応 → ※教委
- ② 保護者への対応
- ③ 児童生徒への対応
- ④ 調査体制の調整・確認

報告相談・指示指導



（８）調理従事者のノロウイルス感染（疑い）時の対応について

調理従事者本人及び家族に下痢・嘔吐等の症状が見られた場合、勤務中の場合は、なるべく他の調理員と接触を避け帰宅、出勤前の場合は自宅待機とし、校長・衛生管理責任者（栄養士）に速やかに連絡し指示を仰ぐこと。

- ① 調理従事者本人に下痢・嘔吐症状等、ノロウイルス感染の疑いがある場合の対応
 - ・医療機関を受診する。
 - ・検便検査【リアルタイムPCR法検査（高感度検査）】で「陰性」が証明され、症状が回復するまでは調理作業に従事させない。
 - ・検便検査で「陽性」の場合は、調理従事者全員が検便検査を受ける。
 - ・また、ノロウイルス以外の感染性胃腸炎の場合も、症状が回復し治癒（医師による診断又は検便検査で「陰性」が証明）するまで、調理作業に従事させない。
- ② 調理従事者本人の家族に下痢・嘔吐症状等、ノロウイルス感染の疑いがある場合の対応
 - ・本人に自覚症状がある場合は、①の対応となる。
 - ・家族にノロウイルスに感染又は疑いがある場合は、家族の症状が回復し治癒（医師による診断又は検便検査で「陰性」が証明）した後、検便検査で「陰性」が証明されるまでは調理作業に従事させない。
 - ・家族感染により自宅待機を命ずる場合は、雇用等の不利益が生じないように配慮する。
- ③ 調理場の対応
 - ・調理場内を次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒する。
 - ・調理場内の感染拡大が無いと確認できるまでの間、和え物やサラダ等の献立を変更する。
 - ・手洗いの徹底と加熱後の食品に直接触れない等、二次汚染防止を徹底する。
 - ・中心温度の確認等、温度管理を徹底する。
 - ・家族も含めた健康観察を徹底する。
- ④ 検便検査で複数人が「陽性」の場合の対応
 - ・町教育委員会、保健所、学校医に連絡し、給食調理の中止等の対応について検討する。

学校給食における 食物アレルギー対応マニュアル



平成30年3月
能登町教育委員会

海、山、祭、いいとこいっぱい能登町

目 次

I はじめに	1
II 学校における食物アレルギー対応の基本方針	2
III 能登町教育委員会の方針	3
1 基本方針	3
2 個別対応基準	3
3 除去食の種類	3
4 給食対応レベル	3
5 申請の確認から対応開始までの流れ（手順）	4
IV 学校がとるべき対応	7
1 学校組織としての対応	7
2 教職員等の役割	7
3 対応環境やマニュアルの整備	9
4 緊急時対応体制の整備と確保	9
5 教職員への啓発と役割	11
6 保護者・学校間の連携	11
7 研修会の実施	11
8 すべての事故及びヒヤリハット事例の報告	11
V 教室・ランチルームでの対応	12
1 給食の時間における配慮	12
2 食物アレルギーを有する児童生徒及び学級での指導	12
3 実施における問題点の報告	12

I はじめに

現在、食物アレルギーを有する児童生徒数が増加傾向にあるとともに、それまで症状がなかった児童生徒が突然発症する事案も報告されており、どの学校も児童生徒がアナフィラキシーショックを発症するような緊急事態に直面する可能性もあります。

学校給食における食物アレルギー対応は、学校給食を原因とする事故を起こすことのないよう、安全性を最優先し、校長等の管理職をはじめとした全ての教職員、共同調理場及び教育委員会関係者、医療関係者、消防関係者等が相互に連携し、当事者としての意識と共通認識を強く持って組織的に対応することが不可欠です。

学校給食における食物アレルギーについては、文部科学省監修のもと、平成20年に公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づく対応をすることとされています。

また、平成24年12月、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が発生したことを受け、文部科学省は、再発防止の観点から「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成26年3月に最終報告が取りまとめられました。報告には、ガイドラインに基づく対応の徹底、教職員に対する研修の充実、緊急時におけるエピペン®（アドレナリン自己注射薬）の活用、関係機関との連携体制の構築と、これら具体的な対応のための方針の策定など、学校における食物アレルギー対応について、関係する各機関がそれぞれ主体的に取り組むべき事項が記されました。そして、平成27年3月、文部科学省が最終報告で示された考え方を踏まえ、各学校設置者、学校及び共同調理場が、地域や学校の状況に応じた食物アレルギー対応方針やマニュアル等を策定する際の参考となる資料として、「学校給食における食物アレルギー対応指針」を作成しました。また、平成28年2月には、石川県においても「学校における食物アレルギー対応指針-石川県版-」が作成されました。対応指針には、各学校設置者は、対応指針を参考に所管する学校や調理場等における食物アレルギー対応の方針を定め、学校等を支援することが必要であり、また、各学校及び共同調理場においては、対応指針及び学校設置者が定める方針を踏まえて学校内や調理場における対応マニュアル等を整備することが必要であるとされています。

以上のことを踏まえた対応方針及び対応マニュアルによって、能登町内の小中学校及び共同調理場の危機管理を徹底し、安全・安心かつ確実な食物アレルギー対応を実現していただきたいと考えております。

Ⅱ 学校における食物アレルギー対応の基本方針

各小中学校における食物アレルギーを有する児童生徒への対応にあたっては、下記の方針を踏まえ、校長の指揮のもと、全職員が主体的に関わることが重要です。まずは「アレルギーを引き起こす食品を食べさせない」そして、事故が起こった際には「迅速かつ適切な処置（応急手当、緊急搬送等）をする」ことができるように校内体制を整え、日常の対応にあたるとともに、知識や方針を共有するための研修を計画的に実施します。

学校給食における食物アレルギー対応の大原則

（※文部科学省：学校給食における食物アレルギー対応指針より）

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するか・しないか）又は最小限の代替給食対応（提供するか・しないか）を原則とする
- 学校及び共同調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 教育委員会は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

Ⅲ 能登町教育委員会の方針

1 基本方針

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」、石川県「学校における食物アレルギー対応指針-石川県版-」と公益財団法人日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づいて対応します。

2 個別対応基準

事故の予防及び万が一の緊急時対応を行うために、以下の基準を設けます。

- (1) 年1回、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出があること。
- (2) 年1回の個別面談のほか、必要に応じて面談ができること。
- (3) 万が一の事態に備え、保護者と必ず連絡をとることができる体制であること。

3 除去食等の種類

牛乳・乳製品、卵類、小麦、肉類、豆類、種実類・木の実類、魚類、果物、そば、甲殻類、ピーナッツ、ごま等

4 給食対応レベル

- (1) 対応レベル1：詳細な献立表対応

給食の原材料を詳細に記した献立表をもとに保護者や担任などの指示又は児童生徒自身の判断で、通常給食から原因食品を除いて食べます。

- (2) 対応レベル2：弁当対応

- ①一部弁当対応（通常食＋一部弁当、除去食＋一部弁当）

除去食対応において、当該料理が給食献立の中心的料理である場合など、除去食品分を補充するために、部分的に弁当を持参することを認めます。

・・・【例】オムレツの時、主菜となるものを持参

- ②完全弁当対応

コンタミネーションについても医師からの指示がある場合や調味料・だし・添加物の除去指示がある場合は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、すべて弁当持参とします。

【小麦の例】

このような表示であれば特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

(調味料等は学校給食における食物アレルギー対応指針 p.19 より)

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム食品
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称：だんご

原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ（小麦を含む）、香辛料（小麦を含む）、酵母エキス、調味料（アミノ酸、核酸）

(3) 対応レベル3：除去食対応

通常給食より原因食物を除いた除去食献立を提供します。該当する除去食を認定します。

- ・・・【例】飲用牛乳や単品の果物を配膳しない
- ・・・【例】かき玉汁→卵なしの汁等

(4) 対応レベル4：代替食対応

メニューに占める除去割合が多い場合は、代替食を検討します。

※除去割合が多い場合とは、メニューに含まれるアレルギー食材を除去することにより、全体の栄養価に著しく不足が見られると考えられる場合。

5 申請の確認から対応開始までの流れ（手順）

(1) 対応申請の確認

①申請時期

- ア．一年生（入学説明会時）
- イ．在校生（進級時：2月頃）
- ウ．新規発症及び転入生（随時）

②食物アレルギー対応の説明と調査

- ア．一年生（入学説明会時）

入学保護者説明会等で、学校におけるアレルギー対応及び学校給食における食物アレルギー対応の内容を説明します。その上で「学校給食における食物アレルギー対応希望調査書」を配布し、食物アレルギーの有無と食物アレルギー対応食の希望を把握するための調査をします。

- イ．在校生

進級される在校生についても、「学校給食における食物アレルギー対応

希望調査書」を配布し、食物アレルギーの有無と食物アレルギー対応食の希望を把握するための調査をします。

ウ．新規発症及び転入生

アの新一年生と同様の対応を迅速に行います。

③学校給食における食物アレルギー対応希望調査書回収後の対応

ア．食物アレルギー対応食の希望が無い児童生徒は、そのまま保管します。

イ．食物アレルギー対応食の希望がある児童生徒については、食物アレルギー対応食に伴う書類（「面談票」、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」など）の提出を求めます。（食物アレルギーの状態が変化する可能性があるため、毎年提出を基本とします。）

（２）対応開始前の面談の実施

①対応開始前の個別面談を必ず実施します。

ア．面談票、管理指導表等に基づき、面談を行い、対象の児童生徒の情報を詳細に、正しく把握します。

イ．面談は、栄養教諭等、養護教諭、学級担任、また必要に応じて管理職が出席して行います。面談では、保護者から提出された「学校生活管理指導表」を基に、内容の確認と面談チェックリストにより、保護者より聴取します。

②緊急時の連絡先を確認します。

緊急時に備え、緊急連絡先、緊急時の対応、緊急時の搬送医療機関等を確認します。

（３）面談調書・個別の取組プラン案の作成

面談者は、面談時に保護者から聴取した面談チェックリストを基に、「食物アレルギー個別取組プラン」を作成します。

（４）個別の取組プランの決定と情報共有

校内食物アレルギー対応委員会を開催し、面談調書等の資料に基づき、対象となる児童生徒ごとに個別プランを決定します。校長は、その内容を全教職員に周知徹底します。また、対象となる児童生徒の保護者に対応内容を連絡します。

（５）教育委員会における対応内容の把握

教育委員会は、校長からの報告を受け、内容確認・把握し、環境の整備

や指導・支援を行います。また、医療機関、消防署等との連携を図ります。

（６）提供の開始

学校給食における、食物アレルギー対応食の提供を開始します。栄養教諭等は調理場の具体的な手順等を調理指示書に示して、作業工程表・作業動線図を確認しながら、原因食物の混入や誤食のないように調理員に周知徹底を図ります。

学級担任等は誤食等が起こらないように、対象児童生徒に管理や指導を行います。

（７）評価・見直し

①評価

学級担任等は、食物アレルギーを有する児童生徒が対応食を確実に食べたかを確認し、栄養教諭等を通じて調理場にフィードバックします。栄養教諭等は、可能な限り対象児童生徒の学級を訪問して実態把握や確認に努めます。

②見直し

保護者が学校給食における対応食の提供を希望する場合は、原則、毎年、学校生活管理指導表の提出を求めます。保護者から症状の軽症化等により対応食の提供中止を依頼された場合は、必要に応じ医師を相談しながら対応の見直しを検討します。

（８）個別指導・定期的な面談・相談

保護者と児童生徒に対して個別指導を行い、学校以外の食生活の質の向上を促します。必要に応じて、定期的に面談を行います。定期的な面談をすることで、保護者と学校が適切な対応に向けて、良好なコミュニケーションを築いていきます。面談では、児童生徒の給食での様子を伝え、家庭での除去状況や医療機関受診状況などの変化を聴取し、その後の対応に反映させます。また、その時点での課題や問題点の解決に向けて話し合います。

Ⅳ 学校が取るべき対応

1 学校組織としての対応

学校給食の食物アレルギー対応は、個人の努力や良心に任されるものではなく、組織で対応するものです。教職員全員が児童生徒の個々の情報を共有し、緊急時の対応に備えるための校内体制を整備することが大切です。このため、食物アレルギー対応委員会を設置し、医療機関、消防機関等との連携体制を構築する必要があります。なお、食物アレルギーは既往症のある児童生徒のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食した物に反応する事例も少なからずあります。また、転校等で新たに食物アレルギーを有する児童生徒が転入してくることもあります。このため、現在食物アレルギーを有する児童生徒がいない学校にあっても体制整備を行います。

2 教職員等の役割

(1) 校長等

- ①校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、教育委員会の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。
- ②校内食物アレルギー対応委員会を設置する。
- ③個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。
- ④関係職員と協議し、対応を決定する。

(2) 学校医

- ①医学的な知見から学校を支援し、学校と地域の医療機関とのつなぎ役になる。
- ②健康診断等からアレルギー疾患を有する児童生徒の発見に努める。
- ③専門的な立場から健康相談や保健指導を行う。
- ④アレルギーに関する研修会での講義や指導助言等を行う。

(3) 保健主事

- ①校内食物アレルギー対応委員会を開催する。
- ②食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全職員間で連携を図る。

(4) 学級担任

- ①食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。
- ②個別面談（マニュアルに定められた者）。
- ③給食時間は、決められた確認作業（指さし・声出し）を確実に言い、誤食

を予防する。また、楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。

④食物アレルギーを有する児童生徒の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。

⑤給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。

⑥他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。

(5) 養護教諭

①食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡先の確認等）を立案する。

②個別面談（マニュアルに定められた者）

③食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。

④主治医、学校医、医療機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。

(6) 栄養教諭等

①学級担任や養護教諭と連携し、個別の取組プラン(案)を作成する。

②保護者との面談等により、アレルギー疾患を有する児童生徒の情報を的確に把握する。

③安全な給食提供環境を構築する。

④マニュアルや個別の取組プラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。

(7) 給食・食育の担当者

①食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、教職員への共通理解を図る。

②学級担任や養護教諭等と連携し、本人への食に関する指導や周りの児童生徒への指導を行う。

③調理員との連絡調整（栄養教諭等未配置校）、共同調理場との連絡調整（共同調理場の受配校）を行う。

(8) 教職員

①食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。

②緊急措置方法等について共通理解を図る。

③学級担任が不在のとき、サポートに入る教職員は、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。

3 対応環境やマニュアルの整備

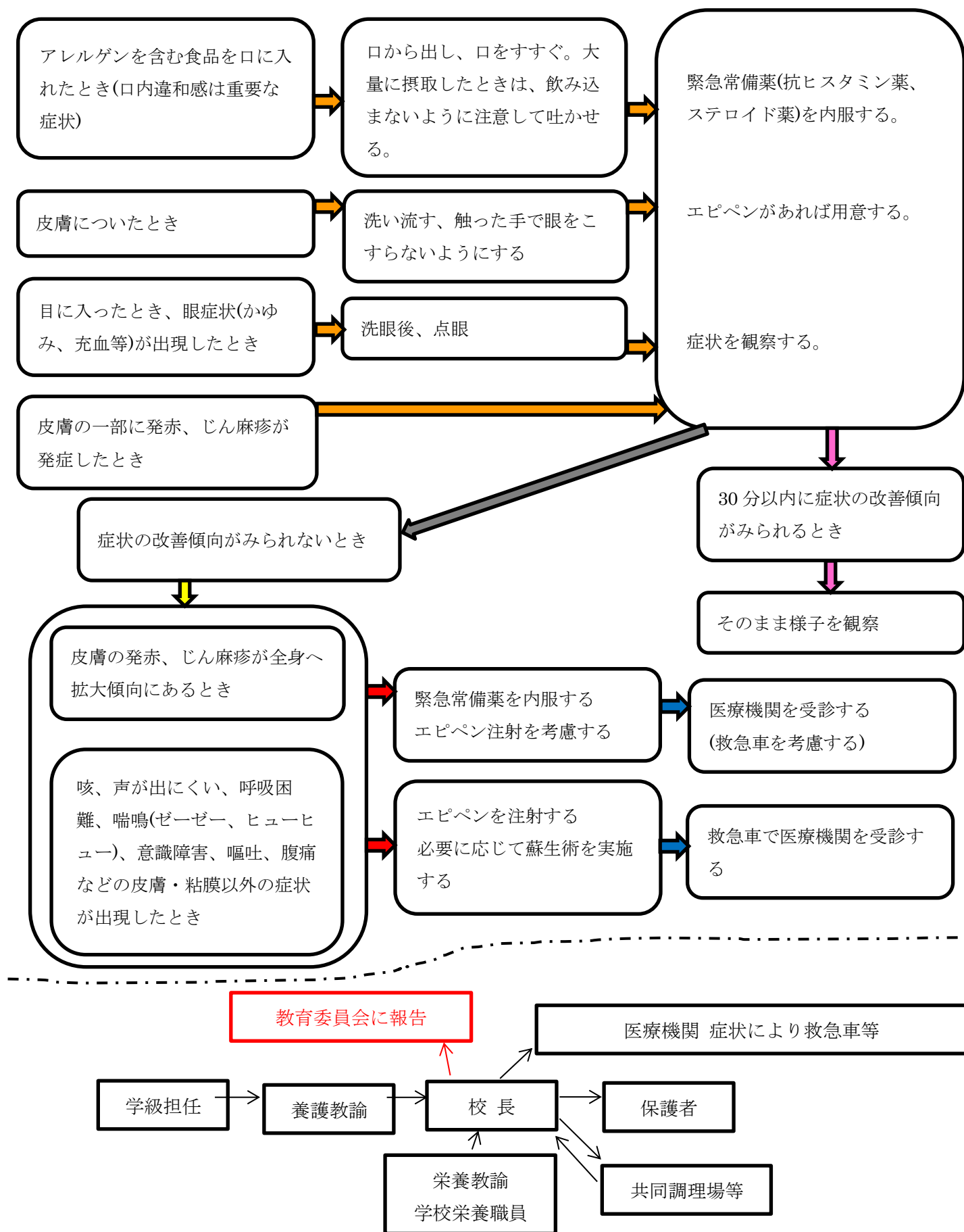
安全な食物アレルギー対応食を提供するための環境整備を行い、マニュアルを作成します。マニュアルには、各学校における基本方針、誤食・誤配を防止するためのルール（受渡し時の場所・方法・教室・ランチルームでの対応等）を作成・整備し記載することが必要です。

4 緊急時対応体制の整備と確保

緊急時に円滑な対応ができるように、学校の状況を踏まえた上で、食物アレルギー対応の要素を組み入れた危機管理マニュアルを作成することが必要です。

※食物アレルギーによる症状発症時及び緊急時の連絡組織と対応（例）

誤って食べた場合は、次の表に沿って、すばやく対応する。



5 教職員への啓発と役割

緊急時の適切な対応ができるように、各教職員の役割を明確にし、各教職員がそれを理解し習熟していかなければなりません。そのための方策（研修やシュミレーション）を考え、実践します。担当者が不在の場合でも、他の教職員が対応できるようにしておきます。

6 保護者・学校間の連携

安全な給食環境を実現するために、保護者と学校間での連携も必要不可欠です。

保護者とは、個別面談で家庭における食生活の状況など詳細な情報を収集し、具体的な対応内容について十分に相互理解を図るなど連携が必要です。

また、学校間では、進学や転学等の場合にも、食物アレルギーを有する児童生徒に関する情報（配慮事項等を含む）を、進学先や転学先の学校と共有します。これにより、転学当初のリスクを可能な限り減らすことができます。

7 研修会の実施

全職員が食物アレルギーやアナフィラキシーの正しい知識をもち、エピペン®を正しく扱えるように実践的な研修を定期的の実施します。なお、研修を行うに当たっては、公益財団法人日本学校保健会が作成した「学校におけるアレルギー疾患対応資料」などを活用することが考えられます。

8 すべての事故及びヒヤリハット事例の報告

すべての事故及びヒヤリハット事例は、状況や問題となった原因、改善方法について管理職に報告します。学校内や調理場内でそれらの情報を共有し、校内食物アレルギー対応委員会に置いて検証及び対策を検討し、事故防止の徹底に努めることが重要です。また、校長は、石川県教育委員会様式「アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書（様式4）」及び「学校におけるアレルギー対応事故報告書（様式5）」により能登町教育委員会に報告します。

V 教室、ランチルームでの対応

1 給食の時間における配慮

誤食防止の目的で、以下の項目等を取り決めます。特に、アレルギー対応食について、原材料がわかる統一した献立表で確認する方法や対応食と一般献立との違いを監督者、本人が確認する方法を具体的に決めます。

また、日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないように注意します。給食時間中に誤食事故等が起きないようにルールを決める等の配慮をします。

- ☆献立内容の確認 ☆給食当番の役割
- ☆配膳時の注意 ☆おかわり等を含む喫食時の注意
- ☆片付け時の注意 ☆その他関連事項

2 食物アレルギーを有する児童生徒及び学級での指導

(1) 学級での指導

学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含む食物アレルギーについての基本的な理解を促す指導を行います。

【学級での指導事項例】

- ・食物アレルギーについての基本的な理解
- ・食事を安全に楽しむために 等

(2) 個別指導

食物アレルギーを有する児童生徒とその保護者に対し、必要に応じて個別指導を実施します。

【個別指導例】

- ・自分で判断できる能力の育成
- ・栄養摂取における家庭での留意点 等

3 実施における問題点の報告

配膳、喫食時の問題点等は、事故及びヒヤリハットも含めてすべて校内食物アレルギー対応委員会に報告し、定期的に対処方法の評価、検討及び必要に応じて見直しを行います。

【参考資料】

- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
(公益財団法人 日本学校保健会)
- 「学校給食における食物アレルギー対応指針」
(文部科学省)
- 「学校における食物アレルギー対応指針―石川県版―」
(石川県教育委員会)

食物アレルギー等に対する学校給食実施要領

能登町教育委員会事務局

令和5年3月

この要領は、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」(平成30年3月能登町教育委員会)に基づき、食物アレルギーを持つ児童生徒への学校給食の対応について、保護者と学校との事務手順を明らかにするものである。

また、食物アレルギー以外の疾患(乳糖不耐症等)や服薬の関係により、除去対応が必要な場合は、食物アレルギー対応を準用する。

1 基本的な考え方

学校給食は、栄養を補給するだけでなく、児童生徒への食育の一環として、とても重要なものである。このことは食物アレルギー等のある児童生徒にとっても同様であり、当該児童生徒が他の児童生徒と同じように学校給食を楽しめることを目指すことが重要である。

学校給食が原因となるアレルギー症状等を発生させないことを前提として、各学校調理場の能力(調理員の人数や施設・設備)や児童生徒の実態(重症度や除去品目数、対象児童生徒の人数等)を総合的に判断して、食物アレルギー対応等を実施することに努める。

2 対象者

- ・医師による検査・診察の結果、食物アレルギー等と診断された児童生徒
- ・医師の指導のもとで家庭でも除去を行っている児童生徒
(※毎年、主治医が記載した「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」又は食物アレルギー以外の疾患の場合は「診断書」等の提出が必須)

3 対応方法

保護者と学校関係者で面談を行い、次の1～4の方法で対応する。

レベル1：詳細な献立表対応

レベル2：一部弁当対応又は完全弁当対応

レベル3：除去食対応

レベル4：代替食対応(※安全性を担保できない場合は代替食を提供しない)

4 その他

- ・学級において、必ず食物アレルギーについての指導を行う。
- ・異学年との交流が行われる場合等、必要に応じて食物アレルギーについての指導を行う。
- ・万が一、食物アレルギーを発症した時の対応について、教職員全員で情報を共有する。
- ・校内食物アレルギー対応委員会を設置する。

能登町学校給食における食物アレルギー等対応様式一覧

必要に応じ適宜修正し、使用してください。

1. 様式 1 新規食物アレルギー等対応希望調査書
2. 様式 2 学校生活管理指導表等提出のお願い（新規）
3. 様式 3 学校生活管理指導表等提出のお願い（更新）
4. 様式 4 能登町食物アレルギー面談票
5. 様式 5 食物アレルギー等対応解除申請書
6. 様式 6-1 能登町食物アレルギー等個別取組プラン(※原則毎年)
様式 6-2 食物アレルギー等対応保護者同意書
7. (参考) 就学時健康診断保健調査票

対応の例

1. 就学時健康診断での把握（教育委員会）
 - ・保護者へ「就学時健康診断保健調査票」を配布し回収。
2. 小学1年生・中学1年生（入学前等）、新規発症児童生徒・転入生(随時)
 - ・就学時健康診断保健調査票を参考に、以下の様式を配布。
 - ・保護者と面談、個別取組みプランを作成、保護者の同意を得る。

様式 1 様式 2 様式 4

3. 在校生（変更がない場合）
 - ・原則、毎年個別取組みプランを作成、保護者の同意を得る。
4. 在校生（変更がある場合）
 - ・以下の様式を配布。
 - ・保護者と面談、個別取組みプランを作成、保護者の同意を得る。

様式 3 様式 4 又は 様式 5

能登町食物アレルギー等対応の基本的手順(フローチャート)

※食物アレルギー以外の疾患(乳糖不耐症等)等により、特別な対応が必要な場合は、食物アレルギー対応を準用する。

食物アレルギーに関する説明と調査

学校給食における食物アレルギー対応等希望調査書(様式1)の配布

小学1年生・中学1年生(入学前等)、新規発症児童生徒・転入生(随時)

※在校生(進級時:2月頃)については必要に応じ対応

希望あり

診断書等による把握

- ・食物アレルギー対応食に伴う書類提出の依頼【新規(様式2)・更新(様式3)】
- ・食物アレルギー面談票(様式4) ・学校生活管理指導表(※原則毎年)
- ・医療機関受診を指示(※原則毎年) ・解除申請書(様式5)の提出の依頼
- ・食物アレルギー以外の疾患の場合は医師診断書等(※原則毎年)

保護者との面談の実施・個別の取組プラン案の作成

- ・面談票、学校生活管理指導表、診断書に基づき対象児童生徒の情報を毎年正しく把握
- ・保護者了解のもと、出身保育所・学校・転出した学校から情報を引継ぐ
- ・食物アレルギー等個別取組プラン(様式6)を作成(※原則毎年)

個別の取組プランの決定と情報共有

校内食物アレルギー対応委員会を開催し個別プランを決定

- ・全職員に周知徹底
- ・教育委員会に対応内容を報告(個別プランを提出)
- ・対象となる児童生徒の保護者にアレルギー対応内容を知

対応レベル1

(詳細な献立表対応)

対応レベル2

(一部弁当対応・完全弁当対応)

対応レベル3(除去食対応)

対応レベル4(代替食対応)

※その他特別対応

食物アレルギー対応食の提供開始・評価・見直し

- ・栄養教諭等は調理現場の具体的な作業手順の整理と周知徹底
- ・学級担任等は食物アレルギー等を有する児童生徒の対応食を確実に食べたかの確認とフィードバック
- ・養護教諭・栄養教諭等は対象となる児童生徒や保護者に対する個別指導・定期的な面談・相談
- ・校内食物アレルギー対応委員会で状況の評価と見直し

令和 年 月 日

保護者 様

能登町教育委員会
能登町立 学校
校長
(公印省略)

学校給食における食物アレルギー等の対応について

日頃より教育活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

能登町の学校では、「学校における食物アレルギー対応マニュアル」に基づいて、学校の教育活動（調理実習）や学校給食における食物アレルギー対応を行っています。また、食物アレルギー以外の疾患で除去対応が必要な場合は、食物アレルギー対応を準用しています。

つきましては、食物アレルギー等対応について把握したいと思いますので、下記の調査票に必要事項をご記入の上、学校へ提出くださるようお願いいたします。

なお、対象者については下記のとおりです。食物アレルギー等は、成長する過程で新たに発症する場合があります。ご家庭で新規発症の傾向（食べたことによる湿疹等の発現）があった場合は、学校にご連絡ください

【対象者】

- ・医師による検査・診察の結果、食物アレルギーと診断され通常の給食に不都合がある児童生徒
 - ・医師による検査・診察の結果、食物アレルギー以外の疾患（乳糖不耐症等）や服薬の関係により、通常の給食に不都合がある児童生徒
 - ・医師の指導のもとで家庭でも除去を行っている児童生徒
- ※毎年、主治医が記載した「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」
(料金は医療機関でご確認ください) の提出が必要になります。

✂ きりとり

食物アレルギー対応等希望調査票 【記入日 年 月 日】

- 1 現在、食物アレルギーがありますか。
ある（原因食物 ） ない
- 2 食物アレルギー対応を希望しますか。
希望します 希望しません（理由： ）
- 3 食物アレルギー以外の疾患による除去食対応を希望しますか。
希望します（除去食物 ） 希望しません

年 組 番 児童生徒氏名

連絡先(電話番号)

保護者氏名

(新規 様式2)

年 月 日

保護者 様

能登町教育委員会

能登町立 学校

校 長

(公印省略)

『学校生活管理指導表』(アレルギー)等提出のお願い

能登町立小・中学校では、食物アレルギー疾患等を有するお子さんの学校生活をより安全で安心なものとするため、できる限りの配慮ができるように取り組んでおります。

給食での食物アレルギー等対応が必要な場合は、医師の診断・指示を受け、下記の書類を必ずご提出いただきますようお願いいたします。

対応にあたっては、保護者と面談をさせていただき、学校と家庭の協力により進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類

(1) 食物アレルギー対応の場合

① 学校生活管理指導表 ②食物アレルギー面談票

(2) 食物アレルギー以外の疾患の場合

① 医師の診断書

2 提出期限 年 月 日

※書類を提出いただいた後、保護者面談等を実施します。日程については、後日案内いたします。

3 その他

(1) 学校生活管理指導表、診断書等の文書料は自己負担となります。

(2) 食物アレルギー等は、成長する過程で新たに発症する場合があります。ご家庭で新規発症の傾向(食べたことによる湿疹等の発現)があった場合は、学校にご連絡ください。

(更新 様式3)

年 月 日

保護者 様

能登町教育委員会

能登町立 学校

校 長

(公印省略)

『学校生活管理指導表』(アレルギー)等提出のお願い

能登町立小・中学校では、食物アレルギー疾患等を有するお子さんの学校生活をより安全で安心なものとするため、できる限りの配慮ができるように取り組んでおります。

来年度も継続して給食での食物アレルギー等対応が必要な場合は、医師の診断・指示を受け、下記の書類を必ずご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 食物アレルギーの場合 ①学校生活管理指導表 ②食物アレルギー面談票
- (2) 食物アレルギー以外の疾患の場合 ①医師の診断書

2 提出期限 年 月 日

※書類を提出いただいた後、保護者面談等を実施します。日程については、後日案内いたします。

3 その他

- (1) 学校生活管理指導表、診断書等の文書料は自己負担となります。
- (2) 給食対応が不要になった場合は、必ず学校へご連絡ください。食物アレルギー対応等解除申請書(様式4)をお渡ししますので、ご記入の上ご提出をお願いいたします。
- (3) 食物アレルギーは、成長する過程で新たに発症する場合があります。ご家庭で新規発症の傾向(食べたことによる湿疹等の発現)があった場合は、学校にご連絡ください。

就学時健康診断 保健調査票

令和 年度 能登町教育委員会

* この調査は、健康診断のための資料です。 受付で提出願います。

氏 名	フリガナ 男・女	生年月日	平成 年 月 日生
保護者名		住 所	能登町字

あてはまるところに○印または必要事項をご記入下さい。

かかりやすい 病気など	1. 風邪をひきやすい 2. 腹痛を起こしやすい 3. 気分が悪くなりやすい 4. 熱を出しやすい 5. 便秘しやすい 6. 下痢しやすい 7. じんましんが出やすい 8. 頭痛を起こしやすい 9. 疲れやすい 10. 動悸や息切れをする 11. ひきつけをおこす 12. その他 ()
食物アレルギーについて	1. 食物アレルギーはありますか？ ある ・ ない (ないの方は3.に進んでください) 2. あると答えた方は記入をして下さい。 ・ アレルギーを起こす食べ物は (食品名) ・ どんな症状がでますか？ () ・ 対処法は？ () ・ 医師の診断を受けている病院名 () 受けていない ・ 学校給食の個別対応を希望しますか？ 希望する 希望しない 3. 以下の食べ物で一度も食べさせたことがないものがありますか？ ある (クルミ ピーナッツ 大豆 エビ カニ キウイフルーツ) ・ ない 4. 医師の診断のもと、薬の服用等で摂取できない食べ物がありますか？ 例) 牛乳 (乳糖不耐症)、グレープフルーツ (薬) ある () ・ ない
就学にあたり 気がかりなことについて	(※体や心の健康及び性格・行動のことで気になっていること、学校へ知らせておく方がよいと思われること等)
健康診断時 配慮してほしいことなど・相談したいこと	(※初めての場所に不安を感じることもある等)

(様式5)

食物アレルギー等対応解除申請書

下記の児童生徒につきまして、医師の指導のもと、学校給食における食物アレルギー等対応の解除を申請します。

記

1 対象児童生徒

能登町立 _____ 学校 _____ 年 _____ 組 _____ 氏名： _____

2 解除する食物アレルギー等の原因食物

(食物名： _____)

3 食物アレルギー等対応の解除日 _____ 年 _____ 月 _____ 日より

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者署名： _____

上記の内容について承諾しました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

校長名 _____

能登町食物アレルギー等個別取組プラン

(様式 6-1)

作成日 令和 年 月 日
学校

学年・組	氏 名	性別	生年月日
年 組		男・女	年 月 日生（ 歳）

食物アレルギーの病型

☐ 即時型	☐ 口腔アレルギー症候群	☐ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー
------------------------------	-------------------------------------	--

アナフィラキシーの病型

原因食物等	除去の程度	発症時の症状
鶏卵・乳・小麦・そば・ナッツ類・種 実・木の実類・甲殻類・果物類・魚類・ 肉類・その他（ ）		

緊急時の対応

注意すべき症状	緊急時の対応	緊急時の搬送医療機関

具体的な配慮と対応	給 食	対応レベル（１・２・３・４）
	食物・食品を扱う 活 動 ・ 授 業	
	運 動	
	行 事	
	持 参 薬	
	エ ピ ペ ン の 保 管	

能登町食物アレルギー面談票（保護者用）

（様式 4）

年 組 番 男・女	児童生徒氏名	
（生年月日）平成 年 月 日生	保護者氏名	

学 校 で 記 入	面談日	面談参加者 職・氏名
	1 回目 令和 年 月 日	
	管理指導表配付の有無	有 ・ 無
	2 回目 令和 年 月 日	
	3 回目 令和 年 月 日	

質問 1 食物アレルギーを起こす原因食物、具体的な症状、症状が出る量、加熱による可食の有無について教えてください。

原因食物	具体的な症状	症状が出る量	加熱による可食の有無
(例) 鶏卵	(例) じんましんが出る	(例) 揚げ物のつなぎ程度	×

質問 2 かかりつけ医療機関、主治医等について教えてください。

- ・ かかりつけ医療機関名 []
- ・ 主治医氏名 []
- ・ 検査・診断の方法 [・ 血液検査 ・ 食物負荷試験 ・ 症状の既往]
- ・ 最終受診日 [年 月]

質問 3 家庭で、原因食品の除去、経口免疫療法（減感作療法）をしていますか。

- () 医師の指示による除去 [食品名]
- () 保護者の判断による除去 [食品名]
- () 除去していない
- () 経口免疫療法 [食品名]

質問 4 アナフィラキシー症状の経験はありますか。

- () ある [回数 回] [いつ、食品名]
- [具体的な症状]
- () ない

質問 5 運動でアナフィラキシー症状を発症したことがありますか。

- () ある [食品との関連： 有 ・ 無]
- () ない

質問 6 エピペン®を処方されていますか。

- () 処方されている
- () 処方されていない

処方されている場合
これまでに使用したことがある
〔 年 月 〕
症状
〔 〕

どのような症状の際に使用しますか。
()
何本処方されていますか。() 本
どこに保管していますか。() 家庭で保管している。
() 本人が携帯している。
() その他
〔保管場所 〕

質問7 現在食物アレルギー疾患の治療に使用している予防薬・緊急薬について教えてください。

	予防薬	緊急薬
薬剤名		
使用する症状		

質問8 学校に携帯を希望する薬はありますか。

() ある 〔薬剤名 〕
() ない

質問9 児童生徒自身で薬剤の管理及び使用ができますか。

() できる
() できない 〔具体的な配慮方法： 〕

質問10 どのような学校給食の対応を希望しますか。

() 毎月、詳細な献立表を希望する
() 児童生徒が自分で除去する・・・〔除去する食品 〕
() 弁当を持参する・・・〔完全弁当・一部弁当： 〕
() 除去食を希望する・・・〔除去する食品 〕
() その他・・・〔 〕

質問11 学校生活上の注意点や配慮することはありますか。

(ア) 食物・食材を扱う授業、クラブ、委員会活動、部活動

(イ) 運動（体育・部活動）

(ウ) 遠足・校外学習

(エ) 宿泊を伴う校外活動

(オ) 他の子どもたちに対する指導

(カ) 他の保護者に対する説明

(キ) 医療機関・消防機関への情報提供

() 事前に情報提供してもよい () 事前に情報提供しない

(ク) アレルギーの症状が出た時の対応

() 救急搬送を希望 () 保護者が対応 () その他

(ケ) その他

取扱注意

食物アレルギー等対応保護者同意書

食物アレルギー対応等の実施にあたり、下記の項目に関する説明に同意します。

- ☐ 食物アレルギー面談票兼個別取組みプランの対応内容のとおりであること。
- ☐ 定期的及び必要に応じて、対応内容について学校側と協議する必要があること。
- ☐ 主治医（医療機関）・保育所・学校・転出した学校から情報を引き継ぎ、情報共有されること。
- ☐ 中学校等に進学する場合は、食物アレルギー対応等についての情報を進学先に申し送ること。
- ☐ 食物アレルギー等個別取組みプランの内容は、教職員全員に情報共有されること。
- ☐ 毎年、学校生活管理指導表や診断書を提出すること。
- ☐ 医師の診断により変更した場合は適宜見直しを行うこと。
- ☐ 原因食物を給食から完全に取り除くため、栄養面で不足が生じる可能性があること。
- ☐ 原因食物の異なる児童・生徒が複数在籍している場合、誤配膳等の事故を防ぐため、食べられる食材でも除去を行うことがあること。
- ☐ 除去した結果、献立が成り立たないときには、弁当持参が必要な場合があること。
- ☐ 家庭からの弁当は自己管理となること。
- ☐ 食器やトレイは、一緒に洗浄及び保管されていること。
- ☐ 除去食対応専用の調理機器などではなく、厳密な区別ができないこと。
- ☐ 微量混入（コンタミネーション）の可能性は完全に排除できないこと。
- ☐ 教室にて、食事制限が必要なことや配膳時の注意事項等を他の児童・生徒に伝えること。
- ☐ ご家庭でも協力していただきたい事項
 - 食事制限が必要なことなどをお子さんに伝えてください。
 - 食物アレルギー等のため、食べることができない給食は、お子さんと必ず一緒に献立表で確認して、何が食べられないかを伝えてください。
 - 一度配膳した給食の増減は、できないことをお子さんに伝えてください。
 - 食物アレルギー等に関して保護者の方から伝えたいことがある場合は、電話等で学級担任にお伝えください。

年 月 日 保護者氏名（自署又は押印）

年 月 日 学校長名